資料1

鳴瀬川等流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第１条 「鳴瀬川等流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第２条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、鳴瀬川等流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第３条 協議会は、一級水系鳴瀬川等流域を対象とする。

（協議会の構成）

第４条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３ 事務局は、第１項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第５条 協議会の下に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 事務局は、第２項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（部会の構成）

第６条 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて協議会の下に部会を置くことができる。

２ 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（協議会の実施事項）

第７条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

２ 鳴瀬川等流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

３ 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

４ 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

５ その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第８条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

２ 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第９条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第１０条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

２ 協議会及び幹事会の事務局は、北上川下流河川事務所及び宮城県が共同で行う。

（雑則）

第１１条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第１２条 本規約は、令和２年　９月１８日から施行する。

令和３年　１月２９日改定

令和３年　７月１６日改定

令和４年　３月　９日改定

令和４年　７月２９日改定

令和５年　〇月〇〇日改定

別表１

（構成員）

石巻市長
東松島市長
大崎市長
富谷市長
松島町長
大和町長
大郷町長
大衡村長
色麻町長
加美町長
涌谷町長
美里町長
宮城県　復興・危機管理部長
宮城県　土木部長
宮城県　農政部長
宮城県　水産林政部長
宮城県　仙台土木事務所長
宮城県　北部土木事務所長
宮城県　東部土木事務所長
宮城県　仙台地方ダム総合事務所長
宮城県　大崎地方ダム総合事務所長
鶴田川沿岸土地改良区　理事長
東日本旅客鉄道株式会社　執行役員東北本部長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター　東北北海道整備局長
農林水産省　東北農政局　北上土地改良調査管理事務所長
林野庁　東北森林管理局　宮城北部森林管理署長
気象庁　仙台管区気象台　気象防災部長
国土交通省　国土地理院　東北地方測量部長
国土交通省　東北地方整備局　鳴瀬川総合開発工事事務所長
国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所長

（事務局）

国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所　流域治水課
宮城県　土木部　河川課

別表２

（構成員）

石巻市　総務部　危機対策課長
東松島市　総務部　防災課長
大崎市　総務部　防災安全課長
富谷市　総務部　防災安全課長
松島町　総務課危機管理監
大和町　総務課危機対策室長
大郷町　総務課長兼防災対策室長
大衡村　総務課長兼危機対策室長
色麻町　総務課長
加美町　総務課危機管理室長
涌谷町　総務課長
美里町　防災管財課長
宮城県　復興・危機管理部　復興・危機管理総務課　総括課長補佐
宮城県　土木部　河川課　総合治水対策専門監
宮城県　土木部　都市計画課　技術副参事兼総括課長補佐
宮城県　農政部　農村振興課　技術副参事兼総括課長補佐
宮城県　水産林政部　森林整備課　技術補佐（森林土木担当）
宮城県　仙台土木事務所　河川部長
宮城県　北部土木事務所　副所長（技術担当）
宮城県　東部土木事務所　副所長（技術担当）
宮城県　仙台地方ダム総合事務所　総括技術次長
宮城県　大崎地方ダム総合事務所　技術副参事兼総括技術次長
鶴田川沿岸土地改良区　事業課長
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社　設備部工事課長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター　東北北海道整備局　水源林業務課長
農林水産省　東北農政局　北上土地改良調査管理事務所　次長
林野庁　東北森林管理局　宮城北部森林管理署　次長
気象庁　仙台管区気象台　気象防災部　予報課長
国土交通省　国土地理院　東北地方測量部　防災情報管理官
国土交通省　東北地方整備局　鳴瀬川総合開発工事事務所　副所長（技術）
国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所　副所長

（事務局）

国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所　流域治水課
宮城県　土木部　河川課

北上川下流等流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第１条 「北上川下流等流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第２条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、北上川下流等流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象流域）

第３条 協議会は、一級水系北上川下流等流域を対象とする。

（協議会の構成）

第４条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３ 事務局は、第１項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第５条 協議会の下に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 事務局は、第２項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（部会の構成）

第６条 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて協議会の下に部会を置くことができる。

２ 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（協議会の実施事項）

第７条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

２ 北上川下流等流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

３ 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

４ 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

５ その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第８条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

２ 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第９条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得後、公表するものとする。

（事務局）

第１０条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

２ 協議会及び幹事会の事務局は、北上川下流河川事務所及び宮城県が共同で行う。

（雑則）

第１１条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第１２条 本規約は、令和２年　９月１８日から施行する。

令和３年　１月２９日改定

令和３年　７月１６日改定

令和４年　３月　９日改定

令和４年　７月２９日改定

令和５年　〇月〇〇日改定

別表１

（構成員）　石巻市長
登米市長
栗原市長
大崎市長
涌谷町長
美里町長
女川町長
宮城県　復興・危機管理部長
宮城県　土木部長
宮城県　農政部長
宮城県　水産林政部長
宮城県　北部土木事務所長
宮城県　北部土木事務所　栗原地域事務所長
宮城県　東部土木事務所長
宮城県　東部土木事務所　登米地域事務所長
宮城県　栗原地方ダム総合事務所長
宮城県　北部地方振興事務所　栗原地域事務所長
小山田川沿岸土地改良区　理事長
登米・気仙沼地域土地改良区連絡協議会　会長
東日本旅客鉄道株式会社　執行役員東北本部長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター　東北北海道整備局長
農林水産省　東北農政局　北上土地改良調査管理事務所長
林野庁　東北森林管理局　宮城北部森林管理署長
気象庁　仙台管区気象台　気象防災部長
国土交通省　国土地理院　東北地方測量部長
国土交通省　東北地方整備局　鳴子ダム管理所長
国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所長

（事務局）　国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所　流域治水課
宮城県　土木部　河川課

別表２

（構成員）　石巻市　総務部　危機対策課長
登米市　総務部　防災危機対策室長
栗原市　総務部　危機対策課長
大崎市　総務部　防災安全課長
涌谷町　総務課長
美里町　防災管財課長
女川町　企画課長
宮城県　復興・危機管理部　復興・危機管理総務課　総括課長補佐
宮城県　土木部　河川課　総合治水対策専門監
宮城県　土木部　都市計画課　技術副参事兼総括課長補佐
宮城県　農政部　農村振興課　技術副参事兼総括課長補佐
宮城県　水産林政部　森林整備課　技術補佐（森林土木担当）
宮城県　北部土木事務所　副所長（技術担当）
宮城県　北部土木事務所栗原地域事務所　総括次長
宮城県　東部土木事務所　副所長（技術担当）
宮城県　東部土木事務所登米地域事務所　総括次長兼長沼ダム管理事務所長
宮城県　栗原地方ダム総合事務所　総括技術次長
宮城県　北部地方振興事務所　栗原地域事務所　農業農村整備部総括次長
小山田川沿岸土地改良区　総務課長
小山田川沿岸土地改良区　事業課長
登米吉田土地改良区　事業課長
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社　設備部工事課長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター　東北北海道整備局　水源林業務課長
農林水産省　東北農政局　北上土地改良調査管理事務所　次長
林野庁　東北森林管理局　宮城北部森林管理署　次長
気象庁　仙台管区気象台　気象防災部　予報課長
国土交通省　国土地理院　東北地方測量部　防災情報管理官
国土交通省　東北地方整備局　鳴子ダム管理所長
国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所　副所長

（事務局）　国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所　流域治水課
宮城県　土木部　河川課